

地方分権改革事例 100

～個性を活かし自立した地方をつくる～

平成 26 年 6 月

内閣府地方分権改革推進室

目次

<子育て・福祉・健康>

1	待機児童対策のための保育所面積基準の弾力化	—東京都—	1
2	待機児童対策のための保育所面積基準の弾力化	—大阪府大阪市—	2
3	私立保育所の認可及び指導監督	—和歌山県田辺市—	3
4	未熟児の訪問指導	—神奈川県開成町—	4
5	育成医療の支給	—高知県四万十町—	5
6	保育士のいる屋根付き公園「子育ての駅」	—新潟県長岡市—	6
7	「いしかわ子ども総合条例」の制定	—石川県—	7
8	子育て日本一のまちを目指した協働による取組	—岐阜県大垣市—	8
9	地価が高い地域の特別養護老人ホームの基準	—東京都—	9
10	特別養護老人ホームの食堂の面積・設置基準	—岡山県岡山市—	10
11	地域密着型介護老人福祉施設の居室定員	—宮城県登米市—	11
12	社会福祉施設の非常災害対策	—山口県—	12
13	指定居宅サービス事業者に対する指導監督	—神奈川県相模原市—	13
14	指定居宅サービス事業者に対する指導監督	—北海道芽室町—	14
15	介護支援ボランティア制度	—東京都稲城市—	15
16	地域における認知症サポート	—熊本県—	16
17	障害者グループホームの設置基準の緩和	—兵庫県—	17
18	障害者相談員への相談業務の委託	—茨城県水戸市—	18
19	障がい者千人雇用推進条例の制定	—岡山県総社市—	19
20	福祉分野の相談機関の再編・統合	—愛知県—	20
21	医師会等と7市2町の協働による地域医療ネットワーク	—埼玉県加須市等—	21
22	大学・企業との協定による市民の健康づくり	—京都府向日市—	22
23	朝ごはん条例の制定	—青森県鶴田町—	23
24	受動喫煙防止条例の制定	—神奈川県—	24

<まちづくり>

25	地域の実情に応じた都市計画の決定	—埼玉県新座市—	25
26	開発行為の許可	—秋田県横手市—	26
27	歴史的風土保存区域における行為規制	—奈良県—	27
28	風致地区内における建築許可	—香川県—	28
29	津波避難路の基準	—宮城県—	29
30	すり抜け車両防止のための停車帯幅員の縮小	—愛知県—	30
31	交通量の少ない道路の整備基準	—和歌山県九度山町—	31
32	坂の多い地域の道路構造基準	—長崎県長崎市—	32
33	道路標識に記載するローマ字の大きさ	—静岡県—	33
34	多雪・多雨地域における公営住宅整備基準	—石川県金沢市—	34
35	公営住宅の間取りに関する基準	—京都府八幡市—	35
36	公営住宅における子育て世帯支援	—神奈川県横浜市—	36
37	降灰地域の都市公園の基準	—鹿児島県—	37
38	国定公園内における行為許可	—新潟県柏崎市—	38
39	空き家適正管理条例の制定	—秋田県大仙市—	39
40	屋外広告物の規制	—岐阜県各務原市—	40
41	町民協働による景観づくり	—鹿児島県長島町—	41
42	景観まちづくり条例の制定	—静岡県下田市—	42
43	農地の権利移動の許可	—和歌山県和歌山市—	43
44	農地転用の許可	—熊本県熊本市—	44

<教育・文化>

45	公立小中学校の少人数学級編制	—山形県—	45
46	府費負担教職員の任命権	—大阪府豊能地区—	46
47	「読む・書く・話す・聞く」ことば文化都市伊丹	—兵庫県伊丹市—	47
48	体験型修学旅行の誘致	—広島県大崎上島町—	48
49	文化振興条例の制定	—兵庫県高砂市—	49
50	埋蔵文化財の調査のための発掘の届出受理	—広島県広島市—	50
51	図書館協議会の委員の任命基準	—愛知県豊田市—	51

<生活・安全>

52	NPO活動の総合的支援	—宮城県仙台市—	52
53	NPO活動の総合的支援	—佐賀県基山町—	53
54	一般旅券の申請受理・交付	—佐賀県—	54
55	一般旅券の申請受理・交付	—埼玉県—	55
56	多重債務相談窓口と連携した自主納税の促進	—埼玉県桶川市—	56
57	市民マナー条例の制定	—静岡県浜松市—	57
58	いじめ等防止条例の制定	—兵庫県小野市—	58
59	火薬類の消費許可	—群馬県前橋市—	59
60	高圧ガス事業者に対する指導監督	—大阪府大阪市—	60

<環境・衛生>

61	大気汚染に係る施設の規制事務の共同処理	—大阪府南河内地区—	61
62	水資源保全条例の制定	—北海道—	62
63	地下水保全条例の制定	—沖縄県宮古島市—	63
64	元気な里山里海づくり	—石川県—	64
65	環境未来都市の推進	—福岡県北九州市—	65
66	エネルギーの地産地消	—山梨県—	66
67	鳥獣保護区を示す標識の寸法の基準	—福島県—	67
68	有害鳥獣駆除のための捕獲許可	—兵庫県多可町—	68
69	森林環境税の導入と県民参加の森づくり	—高知県—	69
70	水道技術管理者の資格基準	—宮城県仙台市—	70
71	専用水道の布設工事の確認及び指導監督	—山梨県—	71
72	浄化槽設置の届出受理	—鳥取県—	72
73	調理師・製菓衛生師免許の申請受理	—沖縄県那覇市—	73

<産業・雇用・観光>

74	市のまちづくりに応じた独自の工場立地基準	—徳島県鳴門市—	74
75	民間事業者による空き公共施設の有効活用	—秋田県大館市—	75
76	廃校となった学校施設の有効活用	—高知県本山町—	76
77	若者定住住宅条例の制定	—島根県美郷町—	77
78	産学官が一体となった農商工観連携の推進	—長野県須坂市—	78
79	アウトドアスポーツ振興条例の制定	—群馬県みなかみ町—	79
80	食のまちづくり条例の制定	—福井県小浜市—	80
81	日本酒乾杯推進条例の制定	—佐賀県鹿島市—	81
82	富士山ネットワーク会議	—静岡県富士市等—	82

<住民自治>

83	公開プレゼンによる市民参加型の事業採択	—山形県山形市—	83
84	ちば市民協働レポート実証実験	—千葉県千葉市—	84
85	みたかまちづくりディスカッション	—東京都三鷹市—	85
86	智頭町百人委員会	—鳥取県智頭町—	86

87	「地域自主組織」によるまちづくり	－島根県雲南市－	87
88	まちづくり出前講座	－広島県江田島市－	88
89	提案型公共サービス改善制度	－佐賀県－	89
90	協働指針を活かしたまちづくり	－大分県日出町－	90

<議会>

91	傍聴者の増加による議会活性化	－茨城県大洗町－	91
92	議会改革の推進	－三重県－	92
93	市民に開かれた議会	－三重県鳥羽市－	93

<推進体制等>

94	県と市町村の機能合体	－秋田県－	94
95	権限移譲の計画的な推進と情報発信	－栃木県－	95
96	政策法務体制の整備	－千葉県－	96
97	県町村会による自治体クラウド	－神奈川県町村情報システム共同事業組合－	97
98	広域連携による地域づくり	－長野県飯田市－	98
99	二重行政解消や権限移譲に向けた取組	－広島県広島市－	99
100	予算要望から政策提言への移行	－徳島県－	100

この事例集は、内閣府地方分権改革推進室が平成25年9月から10月にかけて行った地方公共団体の事例調査や、平成26年2月に開催された地方分権改革有識者会議、地方懇談会で紹介のあった事例等の中から、実効性（制度改革を活用するなどにより効果が上がっている取組か）、地域性（地域独自の背景や課題を踏まえた取組か）、先進性（全国に先駆けた先進的な取組か）、波及性（他の地方公共団体への波及が見込める取組か）等の観点に立って、特色のある事例を整理したものである。

本事例集の見方

分類キーワード

○「事例のポイント」は、各事例の概要を簡潔に記載しています。

○各事例の詳細は、「背景・目的」「内容」「効果」に区分して整理しています。

○「分類キーワード」の上段は、事例の内容により、以下の政策分野で分類しています。

- ①子育て・福祉・健康、②まちづくり、③教育・文化、④生活・安全、⑤環境・衛生、⑥産業・雇用・観光、⑦住民自治、⑧議会、⑨推進体制等

○「分類キーワード」の下段は、各事例が、地方分権改革とどのような関連を有するのか分かるよう、以下のとおり、「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望(中間取りまとめ)」(31～35頁)に記載された取組類型で分類しています。

(1) 国の制度改革を活かした取組

①権限移譲

地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、第2次一括法等により、都道府県から市町村へ権限を移譲したものの。

②義務付け・枠付けの見直し

地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、第1次一括法、第2次一括法等により義務付け・枠付けの見直し(「施設・公物設置管理の基準」、「協議、同意、許可・認可・承認」、「計画等の策定及びその手続」などの見直し)を行ったもの。

③必置規制の見直し

国による、地方公共団体の組織や職の設置の義務付け(必置規制)について、地方公共団体の自主組織権を尊重し、行政の総合化・効率化を進めるため、その廃止・緩和を行ったもの。

④財産処分の弾力化

「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について」(平成20年4月10日補助金等適正化中央連絡会議決定事項)により、概ね10年を経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなし、報告等により国の承認とみなすとともに、その際、用途・移譲先を問わず、また、国庫納付を求めないことなどを行ったことを受けて、補助対象財産の有効活用を図ったもの。

⑤法定外税

地方税法に定める税目(法定税)以外に、地方公共団体が条例で税目を新設したものの。

⑥条例による事務処理特例制度

条例による事務処理特例制度(地方自治法252条の17の2)により、都道府県から市町村に権限移譲したものの。

(2) 分権意識の高まりが生んだ地方独自の取組

①住民との協働

住民の政策形成過程への参画や、住民と行政との協働による独自施策の展開を図ったもの。

②自主条例の活用

様々な地域課題に対応するため、法令等に基づき制定義務のある条例以外に地方公共団体が自らの発意で主体的に条例を定めたもの。

③地方議会の活性化

議員提案条例の制定や議会情報の発信など、地方議会の活性化を図ったもの。

④地方公共団体間の協働

事務の共同処理など、複数の地方公共団体が協働して、施策の推進を図ったもの。

⑤推進体制の整備等

地方公共団体が施策を行うための推進体制の整備等を図ったもの。

○「人口」は、総務省が取りまとめている、「住民基本台帳に基づく人口(平成25年3月31日現在)」を引用しています。(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei/02_02000055.html)

1	待機児童対策のための保育所面積基準の弾力化	子育て・福祉・健康 義務付け・枠付けの見直し																	
団体名	東京都	人口 13,142,640人																	
事例のポイント	<p>○ 東京都では、待機児童が多く増加している地域の実情を踏まえ、東京都独自の基準に基づく「認定保育所」制度を運営している。</p> <p>○ 第1次一括法 ○ 第1次一括法で、待機児童が多い地域における保育所面積を踏まえ、平成24年3月、条例に「認定保育所」制度の実績を踏まえ、国の基準と異なる認定保育所を策定。</p>	事例のポイント 待機児童が多い地域を踏まえ、平成24年度末までは、合理的な理由があれば、道前よりべき基準(標準)と異なる基準を設定できるとされた。																	
背景・目的	東京都の保育所利用希望者は年々増加しており、保育所の新規整備等により入所枠を拡大しているが、依然として8,000人を超える待機児童が存在している。保育所の増設で対応しているが、整備には多くの費用及び時間を要する。また年度途中に入所を希望する児童も多いため、途中入所も考慮した対策が必要であった。																		
内容	<p>従来、0・1歳児1人当たりの乳児室及びはふく室の面積については、国の省令基準でそれぞれ1.65㎡以上、3.3㎡以上とされていたが、第1次一括法で保育所の設備基準が条例委任され、さらに附則の規定により、待機児童が多く三大都市圏の住宅地の平均地価よりも住宅地の地価が高い地域で厚生労働大臣が指定する地域については、平成26年度末までは、合理的な理由があれば、道前よりべき基準(標準)と異なる基準を設定できるとされた。</p> <p>この法改正を受け、平成24年3月、東京都では、「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」において、0・1歳児の乳児室及びはふく室の1人当たりの面積を一律3.3㎡以上とした上で、待機児童が多いと認められた地域において年度途中で定員を超過して入所させる場合には、都独自の「認定保育所」制度の実績を踏まえて、保育の質が保たれると判断し、2.5㎡以上に緩和した(同年4月施行)。</p> <p><国の基準と東京都の基準の比較></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国基準</th> <th>東京都基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">乳児室</td> <td>0歳児</td> <td>1.65㎡以上</td> <td>3.3㎡以上(2.5㎡以上)</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>1.65㎡以上</td> <td>3.3㎡以上(2.5㎡以上)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">はふく室</td> <td>0歳児</td> <td>3.3㎡以上</td> <td>3.3㎡以上(2.5㎡以上)</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>3.3㎡以上</td> <td>3.3㎡以上(2.5㎡以上)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※カッコ内は、待機児童が多いと認められた地域における年度途中の入所の場合</p>		国基準	東京都基準	乳児室	0歳児	1.65㎡以上	3.3㎡以上(2.5㎡以上)	1歳児	1.65㎡以上	3.3㎡以上(2.5㎡以上)	はふく室	0歳児	3.3㎡以上	3.3㎡以上(2.5㎡以上)	1歳児	3.3㎡以上	3.3㎡以上(2.5㎡以上)	
	国基準	東京都基準																	
乳児室	0歳児	1.65㎡以上	3.3㎡以上(2.5㎡以上)																
	1歳児	1.65㎡以上	3.3㎡以上(2.5㎡以上)																
はふく室	0歳児	3.3㎡以上	3.3㎡以上(2.5㎡以上)																
	1歳児	3.3㎡以上	3.3㎡以上(2.5㎡以上)																
効果	従来は、全国一律の基準であったが、自治体が行っている施策の実績を踏まえた基準を設定することで、地域のニーズにあった取組を実施できる。																		
担当課	東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課																		
関連サイト	http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/hokou/ninka/a_gyousei.html																		